〇商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)(第二条関係)

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引	一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引
る。 じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとす	──る。 ── じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとす
`	商品市場において次の各号に掲げる区
、商品取引所	に定める取引のほか、商品取引所が、定款又は業務規程で定め
10 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号	10 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号
8・9 (略)	8 · 9 (略)
可に係るものをいう。	条第一項の認可に係るものをいう。
許可又は第百五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認	第七十八条の許可又は第百五十五条第一項若しくは第百五十六
二以上の商品たる物品であつて、第九条若しくは第七十八条の	くは二以上の商品たる物品又は電力であつて、第九条若しくは
市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一又は	市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一若し
7 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品	7 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品
3~6 (略)	3~6 (略)
いう。	た数値をいう。
他の二以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値を	他の二以上の商品たる物品又は電力の価格に基づいて算出され
いて算出された数値そ	と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その
の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格	の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格
2 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品	2 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品
	対象となる電力に限る。以下同じ。)
(新設)	四 電力 (一定の期間における一定の電力を単位とする取引の
一~三 (略)	一~三(略)
第二条 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう(定義)	第二条 この法律において「商品」とは、火に掲げるものをいう(定義)
現行	改正案

六号に掲げる取引が又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第三号又は第か又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第三号又は第イーその対象となる物品若しくは電力が当該上場商品である

### ( )

ホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引か又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第四号ハ又はハ その対象となる物品若しくは電力が当該上場商品である

# ニ・ホ (略)

る次に掲げる取引

「該上場商品であるか若しくはこれに含まれる商品指数に係対す」といる。

「当該上場商品又はその対象となる物品若しくは電力が当

### (1) (3) (<del>略</del>)

## 二 (略)

11 ~ 25 (略)

26

いう。

「特定委託者に該当する法人を除く。)を明ら前、東京等として行つているもののうち、主務省令で定める時間である物品若しくはこれに関連する物品として主務省が実施品である物品若しくはこれに関連する物品として主務省が象商品である物品若しくはこれに関連する物品として主務省が象商品であるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生命で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生命で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生命で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生命で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生命で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理を定されて、当該商品を物品として主務省が、方面の法律において「特定当業者」とは、商品先物取引業者がいる。

含まれる商品指数に係る第三項第三号又は第六号に掲げるイ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに

### · 取引

引に係る同号に掲げる取引含まれる商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取合まれる商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取るの対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに

# ニ・ホ (略)

あるか若しくはこれに含まれる商品指数に係る次に掲げる当該上場商品又はその対象となる物品が当該上場商品で

### (1) 取引 (3) (略)

ト・チ (略)

26 この法律において「特定当業者」とは、商品先物取引業者が55 (略)

27 29 (略

27

29

略

## (設立要件)

# 第十条 (略)

起人の過半数を占めなければならない。、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発え、発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ

に含まれる物品又は電力(以下「上場商品構成品」という。一 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品

という。)を業として行つている者若しくは代理その他主務省令で定める行為。以下「売買等」は使用(電力にあつては、その売買又は売買の媒介、取次ぎ)の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又

いる者||上場商品指数対象品」という。)の売買等を業として行つて||上場商品指数対象品」という。)の売買等を業として行つて||商品指数に係る商品指数の対象となる物品又は電力(以下「||上場商品指数に係る商品市場 ||一年以上継続して当該上場

### (定款)

# 第十一条 (略

2 \ 8

(設立要件)

# 第十条 (略)

起人の過半数を占めなければならない。 、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ

| 関等を業として行つている者| | に含まれる物品(以下「上場商品構成物品」という。)の売 | 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品

指数対象物品」という。)の売買等を業として行つている者商品指数に係る商品指数の対象となる物品(以下「上場商品一 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場

### (定款)

# 第十一条 (略)

第九百四十一条中「第四百四十条第一項」とあるのは「商品取り、第九百四十一条第八項の規定にかかわらず、同項」と、同法項、第九百四十一条、第九百五十三条及び第九百四十七条、第九項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百四十一条第二項、第九百四十六条、第九百四十十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十条第三定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三定による公告をする場合によりこの法律その他の法令の規2~8 (略)

先物取 な技術的読替えは、 引法 第六十八条の三」と読み替えるものとするほ 政令で定める。 か、

10 略

創立 一総会

8

2 5 7

についての登記がされているときにあっては、主たる事務所及議によって商品先物取引法第二十四条第二項各号に掲げる事項引所の主たる事務所(第一号トに規定する場合であって当該決、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取 第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、 各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては 準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号ト らの規定中監査役に係る部分を除く。)は創立総会の決議の不 三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定(これ 八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百 に規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項 存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ 百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、 立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は ・登記に係る従たる事務所)」と読み替えるものとする。 第 8

許可 Ò 基準及び意見の聴取

十五条 合していると認めるときは、 申請 に係る上場商品又は上 主務大臣は、 第九条の許可の申請が次に掲げる基準に 許可をしなければならない。 |場商品指数の先物取引を公正か

> 引所法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、 技術的読替えは、 政令で定める。

10

必

(創立総会)

第十三条

存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれらの規定中監査役に係る部分を除く。)は創立総会の決議の不 当該登記に係る従たる事務所)」と読み替えるものとする。 議によって商品取引所法第二十四条第二項各号に掲げる事項に 引所の主たる事務所(第一号トに規定する場合であって当該決 各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては 三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定(これ 第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、 八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、 創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、 準用する。この場合において、 八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百 ついての登記がされているときにあっては、主たる事務所及び に規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項 本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定 同項中「会社の本店(第一号ト は

、許可の基準及び意見の聴 取

第十五条 適合していると認めるときは、 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正 主務大臣は、第九条の許 許可をしなければならない。 可の申請が次に掲げる基準 か

場商 る会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成品等 産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。 という。 構成品又は上場商品指数対象品 するために十 )の取引の状況に照らし、当該先物取引をす 分な取引量が見込まれることその (以下「上場商品構成 他  $\mathcal{O}$ 上

一 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて とが適当であることとして政令で定める基準に適合すること は、上場商品構成品の売買等を業として行つている者の取引 ) 状況その他の当該上場商品構成品に係る経済活動の状況に 当該上場商品構成品を一の商品市場で取引するこ

設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対三 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開 象となる物品又は電力の大部分が共通していること。

# · 五.

2

3 ないことを同号の基準とし、 に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当し て判断して行うも 引所を設立することが当該上 <u>:成品等</u>の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品.するために十分な取引量が見込まれないことその他<u>上場商品</u> があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、 限が定款に記載され に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑 主務大臣は、 適用 会員商品取引所の存続期間 は、 のとする。 当該存続期間又は開設期限 、又は記録されている第九条の許可の申 当該基準並びに同項第二号及び第 場商品構成品等の生産及び流 又は商 似までの 品 市場の開 通 申 設

> ے ک 引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成構成物品等」という。)の取引の状況に照らし、当該先物取 物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当である 商品構成物品又は上場商品指数対象物品 滑にするために十 分な取引量が見込まれることその (以下 「上場商品 他

一 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあ 況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状は、上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取 することが適当であることとして政令で定める基準に適合す つて

三 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を 設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対一 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開 象となる物品の大部分が共通していること。

### 兀 · 五

3 2

期

について判断して行うものとするび第三号の基準の適用は、当該存当しないことを同号の基準とし、 品取引所を設立することが当該上場商 請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑 にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品 限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の 通に著しい支障を及ぼし、 成物品等の取引の状況に照らし、 があつた場合においては、第一 ついて判断して行うものとする。 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間 当該存続期 こし、当該基準並びに同項第二号及又は及ぼすおそれがあることに該 項第一号の基準に代えて、 当該先物取引をする会員商 間 品 又は 成 又は商品市 開設期限までの間 物品等の生産及び 0 開 申申設

流

## 略

### 登 記法 の準 用

るのは、 二十三条の二まで、第二十四条 法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあ 三条まで及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、 )、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十 一十九条 おら第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第 (商品取引所の登記について準用する。この場合において、 一商品先物取引法第二十四条第二項各号」と読み替え 商業登記法 (昭和三十八年法律第百二十五 (第十五号及び第十六号を除く 第二 同会

# 会社法等の準

三条第 び第五項、 条の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事 とあるのは 二十四条中 について、 百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並 理事長又は理事 責任を追及する訴えについて、 に第八百五十一条を除く。)の規定は理事長、 十八条 理事及び監事について、同法第七編第二章第二節 同法第八百四十 項」と、 替えは、 会社法第四百二十四条及び第四百三十 それぞれ準用する。この場合において、 第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一及する訴えについて、同法第三百四十九条第四項及 「主務省令」と読み替えるものとするほか、 「前条第一項」とあるのは 同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは が」と、「他の役員等も」とあるのは 政令で定める。 七条第一 項及び第四項中「法務省令」 「商品先物取引法第五十 -条の規・ 理事及び監 同法第四百 (第 定は 必要な 八 事

### 4 ( 略

### 商業登記 用

第二十九条 法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあ 三条まで及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、 二十三条の二まで、 条から第五条まで、 ものとする。 るのは、 員商品取引所の登記について準用する。この場合において、 第二十五条から第二十七条まで、 「商品取引所法第二十四条第二項各号」と読み替える 商業登記法 第二十四条 第七条から第十五条まで、第十七条から第 (昭和三十八年法律第百二十五号) (第十五号及び第十六号を除 第四十八条から第五十 会 同

# 、会社法等の準

第 の責任を追及する訴えについて、びに第八百五十一条を除く。)の 五十八条 条の規定は理事長及び理事について、 び第五項、 条第一項」と、 二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三 について、 百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並 事長又は理事が」と、 読替えは、 同法第八百四十七条第一 理事及び監事について、 「主務省令」と読み替えるものとするほか、 それぞれ準用する。この場合において、 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は 第三百五十条、 同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは 政令で定める。 「他の役員等も」とあるのは 第三百五十四条並びに第三百六十一 )の規定は理事長、 同法第七編第二章第二節 項及び第四項中「法務省令」と 同法第三百四十九条第四項及 第五十三条の規定は監事 理事及び監事 同法第四百 (第 ŧ 八

## 会社法の準用)

所の主たる事務所(第一号トに規定する場合であって当該決議本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引 規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各 用する。この場合において、 決議の不存在若しくは無効の確認又は取消 ついての登記がされているときにあっては、主たる事務所及びによって商品先物取引法第二十四条第二項各号に掲げる事項に 号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、 十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、 条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。) .登記に係る従たる事務所) 」と読み替えるものとする。 項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、 第八百三十八条、 会社法第八百三十条、 第八百四十六条並びに第九百三十七条 同項中「会社の本店(第一号トに 第八百三十一条、 しの訴えについて準 会員総会の 第八百三十 第八百三十 第八百三 第

# (会社法等の準用等)

# 七十七条 (略)

2 び第六百条の規定は会員商品取引所の清算人について、 は会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、そ 並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百 第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三 第四十八条第二 進用する。 二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。) の規定 章第二 第四百二十四条、第四百三十条、第五百九十九条及 この場合において、 項及び第三項、第五十条の二、第五 (第八百四十七条第二項、 第六十六条第一項中 第八百四十九条第 同法第

## (社法の準用)

該登記に係る従たる事務所)」と読み替えるものとする。いての登記がされているときにあっては、主たる事務所及び によって商品取引所法第二十四条第二項各号に掲げる事項につ所の主たる事務所(第一号トに規定する場合であって当該決議 用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに 第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、会員総会の 本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引 号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、 規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各 決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準 七条、第八百三十八条、 十五条第一項、第八百三十六条第 |条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。) 会社法第八百三十条、 第八百四十六条並びに第九百三十七条 第八百三十 一項及び第三項、 第八百三十 第八百三十 第八百三

# 会社法等の準用等)

第

2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、2 第四十八条第二項及び第三項、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条の規定は会員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条及六十一条、第四百二十四条、第四百三十条、第五百九十九条及二項第二号及び第五項並びに第六十八条の三十十八条の三十十八条第二項及び第三項、第五十八条の二、第五十三条、2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、

務報告書」と、 読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、 条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と 案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事 á 「商品先物取引法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七 貸借対照表、 同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるの 損益計算書、業務報告書及び剰余金 政令で定 処

3 (略)

(許可の 申請

七十九条 を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 前条の許可を受けようとする者は、 次に掲げる事項

~ 五 (略)

取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数並び取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加者が を業として行つている場合にあつてはその旨 に取引参加者が一年以上継続して上場商品構成品等の 売買等

2

許可の基準等

準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない 八十条 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次に掲げる基

それぞれ次に定める基準に適合していること。 申請に係る商品市場が、次に掲げる商品市場の区分に応じ しようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、 上場商品に係る商品市場 当該商品市場において取引を

> 産目録、 る。 第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読 務報告書」と、 み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、 案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、 「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七条 貸借対照 同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるの 表、 損益計算書、 業務報告書及び剰余金処 貸借対照表及び事 政令で定め

5 略

3

(許可の申請

第七十九条 を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事

項

一 <u>分</u> 五. (略)

取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数並び取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加者が 等を業として行つている場合にあつてはその旨 に取引参加者が一年以上継続して上場商品構成物品等の売買 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加

2

(許可の基準等)

第八十条 準に適合していると認めるときは、 主務大臣は、 第七十八条の許可の申請が次に掲げる基 許可をしなければならない

それぞれ次に定める基準に適合していること。 申請に係る商品市場が、 次に掲げる商品市場の区分に応じ

しようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、 上場商品に係る商品市場 当該商品市場において取引を

カコ

あること。おける上場商品構成品の売買等を業として行つている者でい、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場に

いる者であること。場における上場商品指数対象品の売買等を業として行つて場における上場商品指数対象品の売買等を業として行つて、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市り引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり 上場商品指数に係る商品市場 当該商品市場において取口 上場商品指数に係る商品市場 当該商品市場において取

。とが適当であることとして政令で定める基準に適合すること照らして、当該上場商品構成品を一の商品市場で取引するこの状況その他の当該上場商品構成品に係る経済活動の状況には、上場商品構成品の売買等を業として行つている者の取引四 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて

象となる物品又は電力の大部分が共通していること。設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対五 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開

六~九 (略)

2

七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号市場の開設期限が業務規程に記載され、又は記録されている第3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品

であること。おける上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場に

ている者であること。場における上場商品指数対象物品の売買等を業として行つ場における上場商品指数対象物品の売買等を業として行つ、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、上場商品指数に係る商品市場、当該商品市場において取り、上場商品指数に係る商品市場、当該商品市場において取り、

であること。

「であること。

「であること。
「であること。

「であること。
「であること。
「であること。

「であること。
「できること。

「であること。
「であること。

「であること。
「できること。

「

象となる物品の大部分が共通していること。 設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対五 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開

六~九 (略)

2 (略)

七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号市場の開設期限が業務規程に記載され、又は記録されている第3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品

設期限までの間について判断して行うものとする。
に同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間又は開いることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並び品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないの基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物

4 (略

## (業務規程)

一~三 (略) げる事項を除く。)に関する細則を定めなければならない。 商品取引所にあつては、第一号から第三号まで及び第五号に掲商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項(会員百二条 商品取引所は、その業務規程において、その開設する

ワップオプションを含む。) 電力、商品指数又はオプション(実物オプション及び特定ス四 商品市場における取引の対象とする商品たる物品若しくは

五~十一 (略)

2 · 3 (略)

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

売買取引をすること。 あつては、電力の供給を受ける権利)の移転を目的としない一 商品市場における取引に関し、上場商品の所有権(電力に第百十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

二~五 (略)

は開設期限までの間について判断して行うものとする。 並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間又成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすお成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおしたがの上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないの基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物

4 (略)

(業務規程

げる事項を除く。)に関する細則を定めなければならない。商品取引所にあつては、第一号から第三号まで及び第五号に掲商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項(会員第百二条 商品取引所は、その業務規程において、その開設する

一~三 (略)

ョンを含む。)
数又はオプション(実物オプション及び特定スワップオプシ四 商品市場における取引の対象とする商品たる物品、商品指

五~十一 (略)

2·3 (略)

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

目的としない売買取引をすること。 一の品市場における取引に関し、上場商品の所有権の移転を第百十六条の何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

二~五(略)

成品等の売買その他の取引をすること。 る相場を変動させる目的をもつて、商品市場外で上場商品構 商品市場における取引をする場合に、当該商品市場におけ

## T / / (略)

**準用)** (金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の

第百三十一条の六 九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及る。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第 引所の理事長、理事若しくは監事」と、 るのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役 び第二項中「第百九十九条第一項第三号」とあるのは「商品先 の規定は、 号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条 く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号 び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあ 務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及 六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法 物取引法第百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、 十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一 及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七 一号を除く。)、第二百十三条(第一項第一号及び第三号を除 一条の四」と、 二号中「第二百九条」とあるのは 項第三号又は第二百三十六条第一 第百二十九条第三号に規定する場合について準用す 監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取 会社法第二百七条、第二百十二条 同法第八百七十条第一 「商品先物取引法第百三 項第四号中 同法第二百十二条第 項第三号」とあるの 「第百九十 (第一項 第

> によ。 成物品又は上場商品指数対象物品の売買その他の取引をする る相場を変動させる目的をもつて、商品市場外で上場商品構 、 商品市場における取引をする場合に、当該商品市場におけ

七~八 (略

第百三十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条 引所法第百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六び第二項中「第百九十九条第一項第三号」とあるのは「商品取 条の四」と、同法第八百七十条第一 る。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第 く。) 、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項 第二号中「第二百九条」とあるのは「 所の理事長、理事若しくは監事」と、 会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品 のは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、 第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とある 省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び 項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務 九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及 の規定は、第百二十九条第三号に規定する場合について準用 号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条 十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第 及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百 一号を除く。)、第二百十三条(第一項第一号及び第三号を除 項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは 項第四号中 商品取引所法第百三十一 同法第二百十二条第一項 (第一号 引 す

するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。は「商品先物取引法第百二十九条第三号」と読み替えるものと

## (部下 基準)

いると認めるときは、認可をしなければならない。つては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。)に適合してる基準(合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあ第百四十六条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げ

一 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正か一 申請に係る上場商品又は上場商品指数の生産及び流通を円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上 つ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上 一申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正か

。とが適当であることとして政令で定める基準に適合すること照らして、当該上場商品構成品を一の商品市場で取引するこの状況その他の当該上場商品構成品に係る経済活動の状況には、上場商品構成品の売買等を業として行つている者の取引三 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて

象となる物品又は電力の大部分が共通していること。 設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対四 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開

## 五~八(略

2

(略)

3 主務大臣は、商品取引所の存続期間(株式会社商品取引所に

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。商品取引所法第百二十九条第三号」と読み替えるものとするほ

## 認可基準)

いると認めるときは、認可をしなければならない。つては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。)に適合してる基準(合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあ第百四十六条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げ

### ()

ること。

することが適当であることとして政令で定める基準に適合すすることが適当であることとして政令で定める基準に適合す況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状は、上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて三上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつて

象となる物品の大部分が共通していること。 設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対四 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開

## 五~八 (略)

### 2 (略)

3 主務大臣は、商品取引所の存続期間(株式会社商品取引所に

を合併により設立することが当該上場商品 するために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品 に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑に )第四号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間Tしないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及13通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該13合併により設立することが当該上場商品構成品等の生産及び100分割の生産及び100分割の生産及び100分割の100分割を100分割の100分割の100分割の100分割の100分割を100分割の10 合併により設立することが当該上場商品構成品等の生産及び2合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所 ついて判断して行うものとする。 に記載され、 つた場合においては、 期限 が定款 又は記録されている前条第一項の 社 商品取引所としての (株式会社商品取引所にあつては、 第一項第二号の基準に代えて、 期 認可 又 は 業務 商 り申請 申請 品 構

4 (略

(合併の無効の訴え)

第四項 百五 びに第二 百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八 三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び 分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分 に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本 に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部 同法第八百六十八条第五項、 十三条 会社法第八百二十八条第一 の規定は第百三十九条第一項の合併の無効の訴えについ 項ただし書を除く。)、第八百四十六条並びに第九百 第八百七十三条本文、 (第五号に係る部分に限る。)、第八百七 第八百七十条第二項 第八百七十五条及び第 項 号及び第 (第五号 八号

> 及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあること所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産 号及び第四号の基準の適用は、 に該当しないことを同号の基準とし、 成 するために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品 があつた場合においては、  $\bigcirc$ 所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商 に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑に 間について判断して行うものとする。 物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品 開設期限が定款 式会社 、又は記録されている前条第一項の認可の 商 (株式会社商品取引所にあつては、 品取 第一 引 所として 当該存続期間 項第二号の基準に代えて、 又は及ぼすおそれがあること 当該基準並びに同項第三  $\mathcal{O}$ 又は開設期限まで 期 間) 又は 業務規 品 商 申 取引 申請 取 品 引 構 請

(略

4

(合併の無効の訴え)

百五十三条 会社法第八百二十八条第一 第四項の規定は第百三十九条第一項の合併の無効の訴えについ 三十七条第三項 びに第二項ただし書を除く。)、第八百四十六条並びに第九百 に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、 百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並 に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第 分に限る。)、第八百三十四条 に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部 同法第八百六十八条第五項、 第八百七十三条本文、 (第二号及び第三号に係る部分に限る。) 及び (第五号に係る部分に (第七号及び第八号に係る部 第八百七十条第二項 第八百七十五条及び第八百 項 限る。)、 (第七号及び第 第八百七十一条本 (第五号 八 分

事務所」と、 品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所 替えるものとする。 各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる は「第九百三十条第二項各号又は商品先物取引法第二十四条 同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは「項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合におい 項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商 条の規定 同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とある はこ の条において準用する同 法第八百四 と読み 十三

# (定款の変更)

第 百五 十五条

## 3

2

なければならない。 た場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当 各号に定める基準に適合していると認めるときは、 主務大臣は、 会員商品取引所から第一項の認可の申請 認可をし があ 0

この条において同じ。)の開設に係るもの が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。 録されている会員商品取引所の商品市場又は定款に開設期限 期限付商品市場 (定款に存続期間が記載され、若しくは 次に掲げる基準 以下

生産及び をする商品市場を開設することが当該上場商品構成品等他上場商品構成品等の取引の状況に照らし、当該先物取 申請に係る上場商品又は上 つ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことそ 流通に著し い支障を及ぼし、 場商品指数の先物取引を公正 又は及ぼすおそれ

> て、 第四 二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品 えるものとする。 取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と読み替 のは「第九百三十条第二項各号又は商品取引所法第二十四条第 事務所」と、同条第四項中 各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる 同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは1項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合におい の規定はこの 条において準用 「第九百三十条第二項各号」とある する同法第八百四十三

## (定款の変更)

百五十五条

3 た場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつ なければならない。 該各号に定める基準に適合していると認めるときは、 認可をし

この条において同じ。)の開設に係るもの 録されている会員商品取引所の商品市場又は定款に開設期限 が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下 期限付商品市場(定款に存続期間が記載され、若しくは 次に掲げる基準

### 引をする商品市場を開設することが当該 つ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことそ 申請に係る上場商品又は上場商品指 上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、 生産及び流通に著しい支障を及ぼし、 数の先物取引を公正 又は及ぼすお 品構成物 当該先物

があることに該当しないこと。

ノ (略)

三 (略)

るもの 次に掲げる基準期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続しくは上場商品指数の範囲の変更(範囲変更期間が定められしくは上場商品指数の範囲の変更(範囲変更期間が定められるもの 次に掲げる基準

口 (略)

五 (略)

4 \ 8

員会規程の変更)(業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委

第百五十六条 (略)

2~4 (略)

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号5 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業

、 (各) 、それがあることに該当しないこと。

ハ (略)

三 (略)

兀

るもの 次に掲げる基準期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続しくは上場商品指数の範囲の変更(範囲変更期間が定められしくは上場商品指数の範囲の変更(範囲変更期間が定められるもの 次に掲げる基準

・ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすをする会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若をする会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは追りの他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場かの円滑にするために十分な取引量が見込まれないことそかつ円滑にするととに該当しないこと。

口 (略

4 8 (略

五.

員会規程の変更)(業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委

2 ~ 4 (略) 第百五十六条 (略)

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号を主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業

めるとき 可 をし なければならな

を いう。 掲げる基 記録されている株式会社商品取引所の商品 期限付商品 | 開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場|| 録されている格田名をPLLLに 以下この条において同じ。)の開設に係るもの 市 (業務規程に存続期間 が記 載され、 市場又は業務規 若しく

引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成品等の他上場商品構成品等の取引の状況に照らし、当該先物取 申請に係る上場商品 あることに該当しないこと。 生産及び流通に著しい支障を及ぼし、 つ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことそ 又は上場商品指数の先物取引を公正 又は及ぼすおそれ

### 略

しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所と しくは上場商品指数 の変更に係るもの ているものに限る。)、期限付商品市場における上場商品若 商品市 ての存続期間 (期限付商品 商品市場の開設期限若しくは範囲変更 次に掲げる基準 の範囲の変更 市 場を除く。)における上 (範囲変更期間 が定められ %商品: 分期間

する株式会社商品取引所としての存続期間 他 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正 つ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことそ 限若しくは範囲 しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引を 上 場商 成 0 成 生産及び流 紀等の取引の状況に照らし、当該 |変更期間 通に著しい支障を及ぼ 変更を行うことが当該 商品 市場の 上場商 上場 又は 開

> 認めるときは、 可 を なけ れ ば なら

をいう。以下この条において同じ。)の開設に係るもの 次程に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場は記録されている株式会社商品取引所の商品市場又は業務規 期限付商品市 以下この条において同じ。)の開設に係るもの 場(業務規 程に存続期 間 が記 記載され、

掲げる基準

それがあることに該当しないこと。 品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又取引をする商品市場を開設することが当該<br />
上場 の他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、 :つ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことそ 申請に係る上場商品又は上場商品指 数の先物取引を公正 又は及ぼすお 上場商品構成物 らし、当該先物

兀 ているものに限る。)、期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更(範囲変更期間が定められ商品市場(期限付商品市場を除く。)における上場商品若 の変更に係るも しての存続期間 しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所と 商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間 次に掲げる基準

をする株式会社商品取  $\mathcal{O}$ つ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことそ 申請に係る上場商品又は上場商品指 期限若しくは範囲変更期間 若しくは上場商品 Ē 場商品構成物品等の取引の状況に照らし、 成物品等 の生産及び 引所としての 指数の範囲の 流 通 に著し 変更を行うことが当該上 存続期間、 変更又は当該先物取引 数の先物取引を公正 い支障を及ぼし 商 当該上場 品 市場の

2 第百五十七条 2 第百八十四条 5 4 3 6 9 証明書を携帯し、 物件を検査することができる。 等の子会社その他の当該会員等と密接な関係を有する者として 等が商品たる電力を含む上場商品又は商品たる電力を対象とす 捜査のために認められたものと解釈してはならない。 立ち会わせて帳簿、 政令で定める者の事務所又は営業所に立ち入り、当該会員等を 式会社たる当該会員等の議決権の過半数を有する者、当該会員 である場合には、当該職員は、検査の目的を達成するため、 る商品指数を含む上場商品指数に係る商品市場における会員等 五. 、特定当業者 報告徴収及び立入検査 、報告徴収及び立入検査 入検査について準用する。 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、 及ぼすおそれがあることに該当しないこと。 (略) 項の規定により立入検査をした場合において、 (略) (略 (略) (略 の告知義務 関係人にこれを提示しなければならない。 書類その他の電力の先物取引に関係のある 前項の規定による 当該会員 犯罪 株 2 3 第百八十四条 4 第百五十七条 2 6 \ 9 証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 立入検査について準用する。  $\mathcal{O}$ Ŧī. (特定当業者への告知義務) (報告徴収及び立入検査) (報告徴収及び立入検査) 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、 ために認められたものと解釈してはならない。 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す 又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。 (略) (略) (略) (略) 前項の規定による 犯罪捜査

に係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定当業者に対し 関するものに限る。 業者が売買 特定当業者との間で締結したことがない場合には、当該申込み 第二百二十条の四第二項第二号において同じ。)を過去に当該 物品として主務省令で定めるもの又は売買若しくは売買 を特定当業者から受けた場合であつて、 当該特定当業者が次条第 くは使用を業として行つている物品若しくはこれに関連する 知しなければならない。 つている電力を取引対象商品とする商品デリバティブ取引に 取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として 売買の媒介 商品先物取引業者は、 以下この条から第百九十七条の九まで及び 取次ぎ若しくは代理 一項の規定による申出ができる旨を 商品取引契約 商品取引契約の申込み 生産 (特定当 加工若 の媒介

れる場合) (特定委託者及び特定当業者以外の法人が特定当業者とみなさ

第百九十七条の九 契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品の全てにつ特定委託者及び特定当業者を除く。)であつて、当該商品取引 て取り扱うよう申し出ることができる。 取引業者に対し、 として主務省令で定めるものの売買、 る電力の売買若しくは売買 務省令で定める行為を業として行つているものは、 て当該取引対象商品である物品若しくはこれに関連する物品 生産、 商品取引契約に関して自己を特定当業者とし 加工若しくは使用又は当該取引対象商品であ 商品取引契約の申込みを行おうとする法人( の媒介、 取次ぎ若しくは代理その他 売買の媒介、 取次ぎ若し 商品先物

第百九十七条の 品として主務省令で定めるものを取引対象商品とする商品デリ 出ができる旨を告知しなければならない。 条の九まで及び第二百二十条の四第二項第二号において同じ。 バティブ取引に関するものに限る。 業者が売買等を業として行つている物品又はこれに関連する物 定当業者に対し、当該特定当業者が次条第 を特定当業者から受けた場合であつて、 )を過去に当該特定当業者との間で締結したことがない場合に 当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特 七 商品先物取引業者は、 以下この条から第百九十七 商品取引契約 商品取引契約 項の規定による申 の申込み (特定当

れる場合)
(特定委託者及び特定当業者以外の法人が特定当業者とみなさ

定当業者として取り扱うよう申し出ることができる。 は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特して主務省令で定めるものの売買等を業として行つているもの契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてに契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてに料定委託者及び特定当業者を除く。)であつて、当該商品取引第百九十七条の九 商品取引契約の申込みを行おうとする法人(

2

2

(略)

第二百九条 (略) (商品先物取引業者が占有する物の処分の制限)

2 (略)

(不当な勧誘等の禁止)

ふない。 第二百十四条 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはな

一~七 (略)

。)の数量及び期限を同一にすることを勧めること。
引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう
買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取 直は対し、特定の上場商品構成品等(外国商品市場におけ のを含む。)の売付け又は ののでは、)の売付け又は ののでは、)の売付け又は ののでは、)の売付けでは、 ののでは、)の売付けでは、 ののでは、)のでは、 のでは、 のでは

九・十 (略)

(報告徴収及び立入検査)

2 · 3 (略)

第二百三十一条

規定による立入検査について準用する。4 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項及び前項の

(報告徴収及び立入検査)

第二百四十条の二十二 (略)

2 (略)

る立入検査について準用する。 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定によ

(南品先物取引業者が占有する商品等の処分の制限) (商品先物取引業者が占有する商品等の処分の制限)

第二百九条 (略)

2 (略

(不当な勧誘等の禁止)

第二百十四条 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはな

一~七(

いう。)の数量及び期限を同一にすることを勧めること。いう。)の数量及び期限を同一にすることを勧めること。る取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引を又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当す又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当するに対し、特定の上場商品構成物品等(外国商品市場にお繭路に対し、特定の上場商品構成物品等(外国商品市場にお

九・十 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二百三十一条

2 · 3 (略)

| 規定による立入検査について準用する。 | 4 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の

(報告徴収及び立入検査)

第二百四十条の二十二 (略)

(略)

2

る立入検査について準用する。 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定によ

(報告徴収及び立入検査)

第二百六十三条 (略)

立入検査について準用する。 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による

(報告徴収及び立入検査)

第三百二十二条 (略)

立入検査について準用する。
2 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による

(報告及び立入検査)

第三百三十八条 (略)

立入検査について準用する。
2 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出等)

第三百四十九条 (略)

2~5 (略)

立入検査について準用する。6 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による

7~9 (略)

(発起人等の数の計算)

以上の商品市場について上場商品構成品等の売買等を業として員になろうとする者又は取引参加者の数の計算については、二百五十五条第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会条第一項第二号、第九十四条第一項第三号、第九十五条又は第第三百五十一条 第十条、第六十九条第六号、第七十条、第八十

(報告徴収及び立入検査)

第二百六十三条 (略)

立入検査について準用する。
2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による

(報告徴収及び立入検査)

第三百二十二条 (略)

2

立入検査について準用する。第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による

(報告及び立入検査)

第三百三十八条 (略)

立入検査について準用する。 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出等)

第三百四十九条 (略)

2~5 (略)

立入検査について準用する。
6 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による

7~9 (略)

(発起人等の数の計算)

以上の商品市場について上場商品構成物品等の売買等を業とし員になろうとする者又は取引参加者の数の計算については、二百五十五条第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会条第一項第二号、第九十四条第一項第三号、第九十五条又は第第三百五十一条 第十条、第六十九条第六号、第七十条、第八十

行つている者は、当該商品市場の一ごとに一人とみなす。

(主務大臣、主務省令及び権限の委任)

る。 第三百五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとす

臣 特定店頭 若しくは商品取引所持株会社の主要株主、経済産業省関係商 する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社商品取引所の主要株主、経済産業省関係商品市場のみを開設 下 商 商 しくは電力が経済産業省関係商品のみである商品指数のみに 品 ついて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しく 、経済産業省関係商品のみ若しくはその対象となる物品若市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機 ものをいう。 経済産業省関係商品 品 取引所、 しくはその対象となる物品若しくは電力が経済産業省関係 品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場 「経済産業省関係商品市場」という。)のみを開設する商 店頭商品デリバティブ取引業者については、経済産業大のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る 種特定商品市場類似施設の開設者又は経済産業省関係 経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社 以下同じ。)のみを上場商品とする商品· (商品のうち農林水産省関係商品以外 议 市場

## 三 (略)

2 •

(略

の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下

て行つている者は、当該商品市場の一ごとに一人とみなす。

(主務大臣、主務省令及び権限の委任)

第三百五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとす

### る。

### 一 (各

係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第後関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一個別所持株会社の主要株主、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社主要株主、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社主要株主、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社若しくは商品で、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社で、経済のののののである商品指数のみについて取引を対して、経済産業省関係商品市場のの対象となる物品が経済産業省関係商品市場のの対象となる物品が経済産業省関係商品市場のの対象となる物品が経済産業省関係商品市場のの対象となる物品が経済産業省関係商品のの対象となる物品が経済産業省関係商品のの対象となる。 店頭商品デリバティブ取引に係る特定店 る商品指数を上場商品指数とする商品市場(以下「経済産業 若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみであ  $\mathcal{O}$ ものをいう。以下同じ。)のみを上場商品とする商品市場 引業者については、 経済産業省関係商 |の開設者又は経済産業省関係商品のみを対象とした特定 特定商品市場類似施設若しくは第二 品 経済産業 (商品のうち農林水産省関係商品 大臣 種特定商品市場類似 頭商品デリバティブ

## 三(略)

## 2·3 (略

の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す第三百六十二条。次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下

3

## · 二 (略

| 一条八十六条の三第一項、第九十六条の二十一第一項(同条第一項において準用する場合を含む。)又は第三百四十九条第一項、第九十六条の三十三第一項、第二百二十二条第一項から第三項まで、第百八十四条第一項、第二百三十二条第一項から第三項まで、第百八十四条第一項(第三百三十二条第一項から第三項まで、第百八十四条第一項(第二百二十二条第一項から第三項まで、第百八十四条第一項(第二十二条の四十三において準用する場合を含む。)、第九十六条の三十二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九十六条の三十二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九十六条の三十二第一項(同条五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 「第八十六条の三第一項、第九十六条の二十一第一項(同条

る。

## ·二 (略)

五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 五項の規定によいて準用する場合を含む。)、第五五十七 条第一項若しくは第三項、第三百四十条の三十三第一項、第九十六条の三十三第一項(同条第二項において準 第二百六十三条第一項、第三百三十八条第一項(第九十 一条第一項若しくは第三項、第五十二条の三十九第一項(第九十 一条第一項若しくは第三項、第五十十条の三十九第一項(第九十 一条第一項において準 第二百六十三条第一項、第二百二十八条の三十三第一項(同条第二項において準 五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

>十四 (略)

兀

### - 126 -

○商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)(附則第六十四条関係)

2 この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一	2 この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方
せること。	ること。
を取得(生産を含む。)し、これを譲渡し、使	生産を含む。)し、これを譲渡し、使用し、又は使い。
一号及び第二十八条第二号において「指定物」の「ジュージ」を	号及び第二十八条第二号において「指定品」という ジュージュー
側が困難な物品として政令で定めるもの	予測が困難な物品として政令で定めるもの(第二十一
じ。)により	いて同じ。
鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利にあっては	業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利にあっては、
三 特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用	三 特定商品その他価格の変動が著しい物品又はその使用(鉱
)を行うこと。	0
(イに係る部分に限る。) に掲げるものに限る。) を除く。	分に限る。)に掲げるものに限る。)を除く。)を行うこと
条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引(同項第三号	に規定する市場デリバティブ取引(同項第三号(イに係る部
取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二	品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一項
し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する	一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引(金融商
て「オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与	ン」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の
商品の売買取引を成立させることができる権利(同号にお	引を成立させることができる権利(同号において「オプショ
いて、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該	の一方の意思表示により当事者間において当該商品の売買取
及び第二十八条第二号において「特定物品」という。)に	八条第二号において「特定品」という。)について、当事者
おいて同じ。)として政令で定めるもの(第二十一条第一号	。)として政令で定めるもの(第二十一条第一号及び第二十
所有権及び施設の利用に関する権利を含む。次号及び次項に	有権及び施設の利用に関する権利を含む。次号において同じ
二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品(鉱業権、工	二 特定商品その他価格の変動が著しい物品(鉱業権、工業所
(略)	一(略)
いう。	いう。
第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるもの	第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものを
(定義)	(定義)
現	改正案

契約をいう。

型約をいう。

の和輝、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断)をいう。以下同じ。)の全部又は一及び時期についての判断)をいう。以下同じ。)の全部又は一及び時期についての判断)をいう。以下同じ。)の全部又は一及が時期についての判断)をいう。以下同じ。)の全部又は一のの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期につい数約をいう。

3~6 (略

(契約を締結している顧客に対する書面の交付

事項を明らかにする書面を交付しなければならない。いる顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる二十一条(商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結して

引を行った事実の有無一の特定商品、特定商品指数、特定品又は指定品について取一の特定商品、特定商品指数、特定品又は指定品について取る取引のうち当該顧客から一任されて投資を行ったものと同当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った商品投資に係当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った商品投資に係

|・|| (略)

(禁止行為)

して、次に掲げる行為をしてはならない。第二十八条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関

一(略

顧客から一任されて行った商品投資に基づく価格、数値又はプション又は指定品をいう。)に関し、商品投資顧問業者が二 特定の商品等(特定商品、特定商品指数、特定品に係るオ

契約をいう。

「大学の大学のに必要な権限を委任されることを内容とするので、相手方のに必要な権限を委任されることを内容とするのでが、対しての判断、前項第一号に規定する先物取引(特定商品に係る商品投資を行うのに必要な権限を委任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のための判断(前項第一号に規定する先物取引(特定商品に係る商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とするの判断(前項第一号に規定する先物取引(特定商品に係る商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とするの判断の利益に係るを担当が、対策を対象となるが、相手方から、商品投資に係る投資判断(投資の対象となる対が、相手方から、商品投資に係る投資判断(投資の対象となる対、相手方から、商品投資に係る投資判断(投資の対象となる対、相手方から、商品投資に係る投資判断(投資の対象となる対、相手方から、商品投資に係る投資判断(投資の対象となる対、

~ 6 (略)

3

いる顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる第二十一条。商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結して(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

て取引を行った事実の有無一の特定商品、特定商品指数、特定物品又は指定物品についる取引のうち当該顧客から一任されて投資を行ったものと同一一当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った商品投資に係事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

二・三 (略)

して、次に掲げる行為をしてはならない。第二十八条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に

関

(略)

者が顧客から一任されて行った商品投資に基づく価格、数値オプション又は指定物品をいう。)に関し、商品投資顧問業一 特定の商品等(特定商品、特定商品指数、特定物品に係る

基づく商品投資を行うこと。利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の (略)

断に基づく商品投資を行うこと。者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三

(略)